

欧州と知財

— ついに単一効特許の開始？ —

2022年5月

ジェトロ・デュッセルドルフ事務所
知的財産部長 鹿戸 俊介

1

欧州と知財

2

標準必須特許の動向

3

欧州単一効特許・統一特許裁判所制度

4

各国・各知財庁の動き（EPO、EUIPO、ドイツ、英国）

1. 欧州と知財



人口：4億4,732万人（2020年）

日本の約3.5倍

面積：429万km²

日本の約11倍

名目GDP（2020）*：13.4兆ユーロ
（15.7兆ドル（€1 = \$ 1.17））

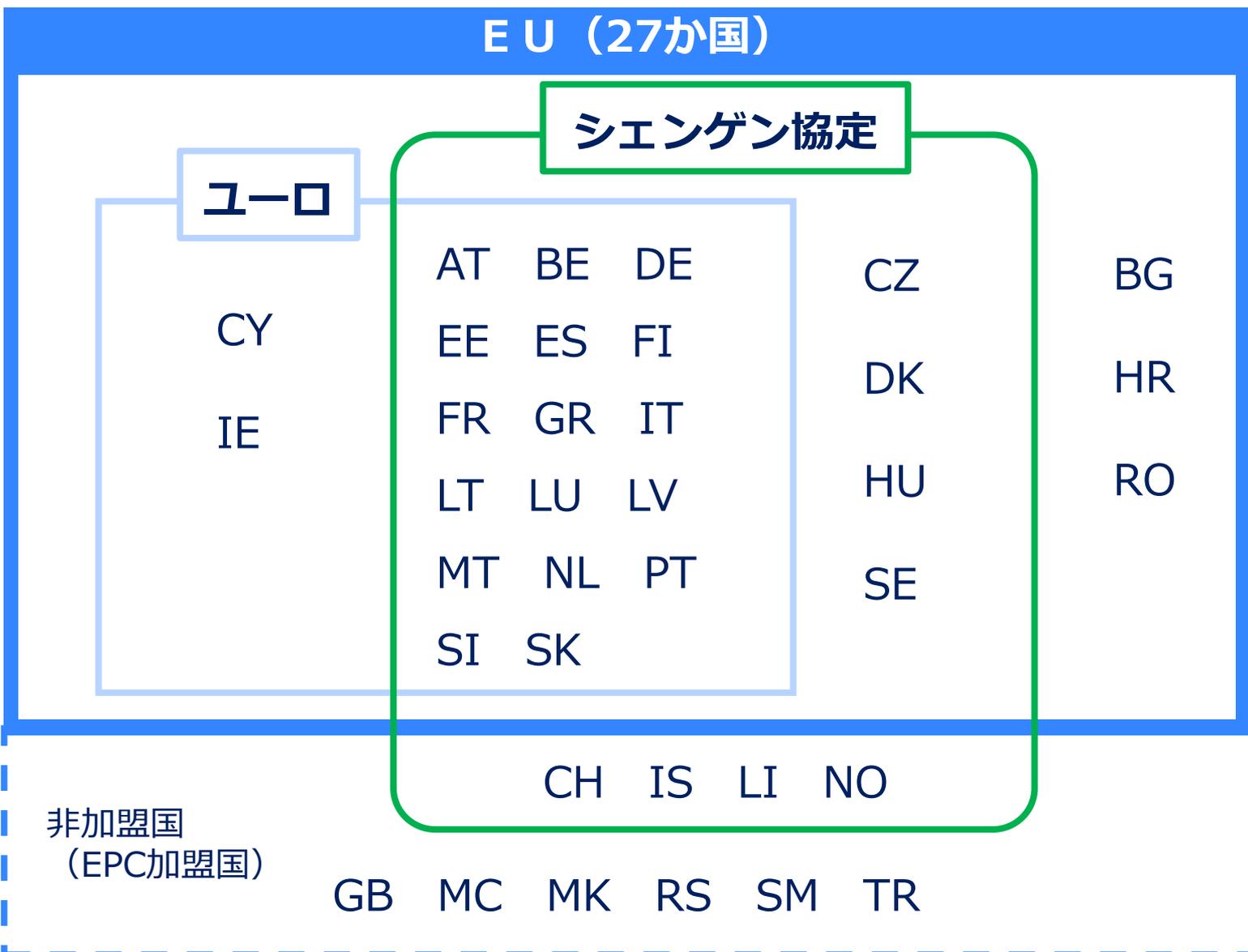
日本：5.0兆ドル

米国：20.9兆ドル

中国：14.7兆ドル

英国：2.7兆ドル

* 日本貿易振興機構（JETRO）
ウェブサイトより



- AL アルバニア
- AT オーストリア
- BE ベルギー
- BG ブルガリア
- CH スイス
- CY キプロス
- CZ チェコ
- DE ドイツ
- DK デンマーク
- EE エストニア
- ES スペイン
- FI フィンランド
- FR フランス
- GB イギリス
- GR ギリシャ
- HR クロアチア
- HU ハンガリー
- IE アイルランド
- IS アイスランド
- IT イタリア
- LI リヒテンシュタイン
- LT リトアニア
- LU ルクセンブルク
- LV ラトビア
- MC モナコ
- MK 北マケドニア
- MT マルタ
- NL オランダ
- NO ノルウェー
- PL ポーランド
- PT ポルトガル
- RO ルーマニア
- RS セルビア
- SE スウェーデン
- SI スロベニア
- SK スロバキア
- SM サンマリノ
- TR トルコ

EPC加盟国 (38か国)

EU (27か国)

UPC加盟国 (16→17か国)

AT BE BG DK EE FI FR IT
 LT LU LV MT NL PT SE SI

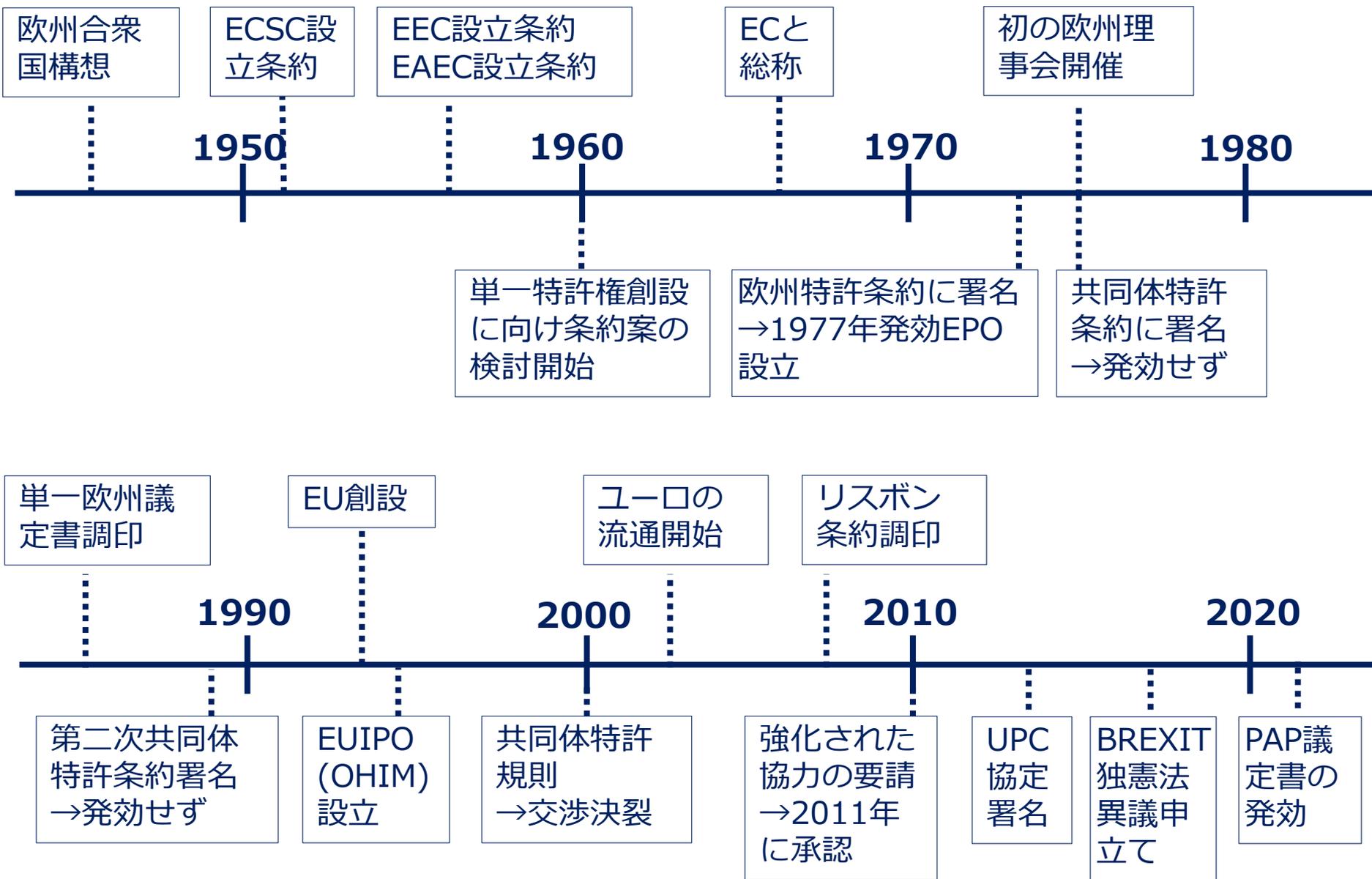
CY CZ ES GR HR HU IE PL DE
 RO SK

AL CH GB IS LI MC MK NO RS SM TR

拡張協定国 ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ

認証国 モロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジア、
 ジョージア (未施行)

- AL アルバニア
- AT オーストリア
- BE ベルギー
- BG ブルガリア
- CH スイス
- CY キプロス
- CZ チェコ
- DE ドイツ
- DK デンマーク
- EE エストニア
- ES スペイン
- FI フィンランド
- FR フランス
- GB イギリス
- GR ギリシャ
- HR クロアチア
- HU ハンガリー
- IE アイルランド
- IS アイスランド
- IT イタリア
- LI リヒテンシュタイン
- LT リトアニア
- LU ルクセンブルク
- LV ラトビア
- MC モナコ
- MK 北マケドニア
- MT マルタ
- NL オランダ
- NO ノルウェー
- PL ポーランド
- PT ポルトガル
- RO ルーマニア
- RS セルビア
- SE スウェーデン
- SI スロベニア
- SK スロバキア
- SM サンマリノ
- TR トルコ





出典：欧州理事会ウェブサイト

欧州理事会
European Council
 (政策の方向性)
 首脳レベルの最高協議機関



欧州連合司法裁判所
Court of Justice of the European Union (CJEU)
 (司法)

ミシェル常任議長
 (ベルギー)

欧州連合理事会
Council of the European Union
 (立法)
 閣僚レベルの議決機関

議長国 (半年毎の輪番制)
 2022年前半：フランス
 2022年後半：チェコ

- EU各国の裁判所からの質問付託に応じて、「予備的判決 (preliminary ruling)」を行う。
- 予備的判決は質問を付託した裁判所だけでなく、他のEU各国裁判所も拘束。

共同の参加

協議

法案・予算案

規則・指令等の決定

欧州議会
European Parliament
 (立法)
 任期5年 定数705

欧州委員会
European Commission
 (行政・法案発議)
 執行機関

- 域内市場・産業・起業・中小企業総局
- 競争総局
- 税制・関税同盟総局
- 研究・イノベーション総局
- 通商総局
- ...

年次報告
 意見
 委員会不信任



メツォラ議長
 (マルタ)

出典：欧州議会ウェブサイト

フォン・デア・ライエン
 委員長 (ドイツ)



出典：欧州委員会ウェブサイト

	戦略・方針の検討	制度の導入、法改正等	運用・調査・制度の普及等	判決・審判
EU	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する行動計画(20年11月) UPC協定暫定適用議定書発効等(22年1月、4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 意匠、GI保護のユーザ調査、サマリ公表(5月、10月) 強制実施権意見募集(22年4月) SEPに関する協議開始(22年2月) 中国をWTOに提訴(22年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> CJEUが特許の有効性が確認されていない場合の暫定措置に関し予備的判決(22年5月)
EPO	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画2023 ニューノーマルに向けた方針改訂版公表(7月) グレースピリオドのユーザ調査(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ビデオ会議の継続(22年4月) 異議におけるビデオ会議による口頭手続ユーザ調査(9月) PCT EP/CNユーザ調査(10月) 審査ガイドラインのドラフト公開、意見募集開始(22年2月) 単一効特許ガイド(22年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重特許の特許性に関する審決(7月) ビデオ会議による口頭手続とEPCの整合性(7月) AI DABUS、審判で拒絶(12月)
独国		<ul style="list-style-type: none"> 特許法改正(8月) UPC協定承認法公布(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> イエナオフィスの拡張(4月) 特許法公布に併せた業務の変更点公表(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所、UPC異議の却下(7月) SEP判決(差止)
英国	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション戦略と知財(8月) 		<ul style="list-style-type: none"> One IPO(4月) BREXIT手続き期限の周知(6月) SEPに関する協議開始(12月) 意匠制度の意見募集(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> AI DABUS 控訴審(9月) SEP判決(料率)
その他		<ul style="list-style-type: none"> 審査導入検討(スイス) 進歩性判断開始(仏) 修理条項導入(仏) 強制実施権の対価等(露) 	<ul style="list-style-type: none"> 各庁によるコロナ対応 	

知財保護の改善

- 単一特許制度の迅速な開始の支援（2021年）
- 補充的保護証明書の改善（2022年Q1）
- EU意匠保護の近代化（2021年Q4）
- 地理的表示の保護強化（2021年Q4）

中小企業による知財利用の促進

- 知財権登録と戦略的知財助言の財務支援のためのIP SMEバウチャーのスキーム提供（2021年Q1）
- “Horizon Europe”でのSME向けIP支援サービスの開始と、他のEUプログラムへの拡大（2020年以降）

知財共有の促進

- 新たなライセンスツールと強制実施権調整制度を含む危機時に重要な知財の利用確保（2021-22）
- 標準必須特許のライセンス供与に関する透明性及び予見可能性向上（2022年Q1）
- 営業秘密指令の関連規定の明確化とデータベース指令の見直しを通じたデータアクセスと共有の推進（2021年Q3）

模倣品との闘いと知財権行使の改善

- デジタルサービス法を通じた、デジタルサービス、特に、オンラインプラットフォームの責任の明確化とアップグレード（2020年Q4）
- 模倣品・海賊版対策における欧州不正対策局（OLAF）の役割強化（2022年）
- 模倣品対策のEUツールボックスの確立（2022年Q2）

意匠保護の近代化の意見募集とサマリーレポート

サマリーレポート概要（欧州委員会の立場を反映したものではない）

- スペアパーツの意匠による保護に関して見直すべきか（回答数 83 件）
 - ①はい、完全一致すべきスペアパーツの市場は、既存も新デザインも含めて開放すべ（27%）
 - ②はい、完全一致すべきスペアパーツの市場は、新デザインに限定して開放すべき（20%）
 - ③変更なし（18%） ④その他（35%）

特許の強制実施権の枠組についての意見募集を開始

意見募集（2022年4月1日）

目的：各国のライセンス条件や手続が異なるため、EU 全体の危機により適したものにすること。

- a) 政策に変更を加えない（ベースラインシナリオ）。
- b) 非法律的措置（ガイドラインや勧告、各国の強制実施権の方法に関する改善など）。
- c) 法改正
 - 危機時の強制実施権に関する EU の調整メカニズムを創設する。
 - 「EU レベルの強制実施権」を確立する。
 - 輸出目的の強制実施権を合理化する。

今後、パブリックコンサルテーションやワークショップなども開催予定。

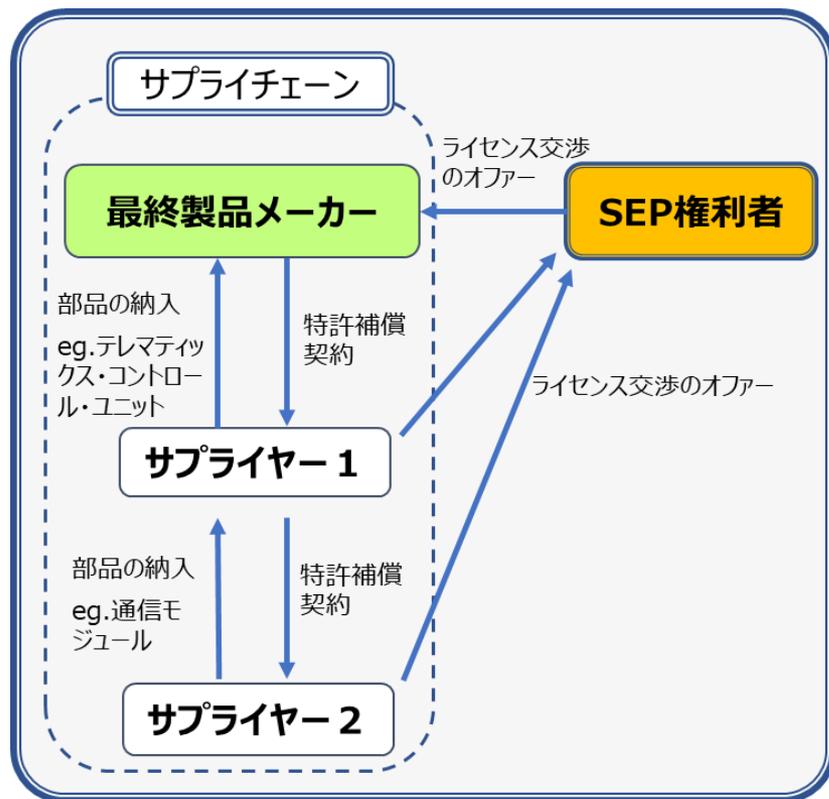
- 2008年前後から、ドイツではデュッセルドルフ高裁を中心に、仮処分等を決定するために、侵害訴訟の対象特許の有効性が保障されていることを求める判決あり。
 - ・ OLG Düsseldorf, 29.05.2008-I-2 W47/07、OLG Düsseldorf, August 31, 2017-I-2 U 6/17、OLG Düsseldorf, 14.12.2017 - I-2 U 18/17、OLG Karlsruhe, 23.09.2015 - 6 U 52/15 等
 - 2019年には、ミュンヘン高等裁判所において、他の高裁の判決と同様、原則として異議申立手続や無効訴訟を経た上で特許の有効性が保障されていることを求める判決。
 - ・ OLG München, 12.12.2019 - 6 U 4009/19
 - 2021年1月19日に、ミュンヘン地方裁判所が、CJEUに質問を付託することを決定。
 - ・ ミュンヘン地方裁判所は、（ミュンヘン高等裁判所の）このような判例はEU法、特にEUエンフォースメント指令第9条第1項と両立しないという見解に基づき、審理手続を保留し、予備的判決を得るために以下の質問をCJEUに付託することを決定
 - 2022年4月28日、欧州連合司法裁判所（CJEU）は、予備的判決を発出。
 - ・ EUエンフォースメント指令の第9条第1項は、係争特許の有効性が、少なくとも異議申立手続又は無効訴訟の第一審により確認されていない場合、特許侵害の暫定的救済のための申請は原則として却下されなければならないという判例は排除されると解釈されなければならない旨判示。
- 仮処分等を決定するために、異議申立手続や無効訴訟を経る必要はない。

2. 標準必須特許の動向

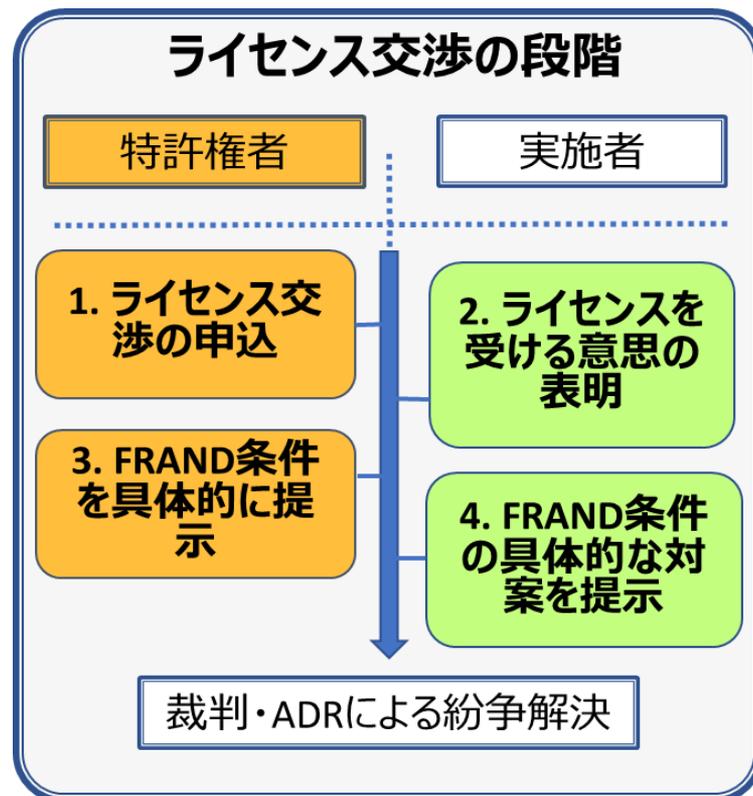
	戦略・方針の検討	制度の導入、法改正等	運用・調査・制度の普及等	判決・審判
EU	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する行動計画(20年11月) UPC協定暫定適用議定書発効等(22年1月、4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 意匠、GI保護のユーザ調査、サマリ公表(5月、10月) 強制実施権意見募集(22年4月) SEPに関する協議開始(22年2月) 中国をWTOに提訴(22年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> CJEUが特許の有効性が確認されていない場合の暫定措置に関し予備的判決(22年5月)
EPO	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画2023 ニューノーマルに向けた方針改訂版公表(7月) グレースピリオドのユーザ調査(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ビデオ会議の継続(22年4月) 異議におけるビデオ会議による口頭手続ユーザ調査(9月) PCT EP/CNユーザ調査(10月) 審査ガイドラインのドラフト公開、意見募集開始(22年2月) 単一効特許ガイド(22年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重特許の特許性に関する審決(7月) ビデオ会議による口頭手続とEPCの整合性(7月) AI DABUS、審判で拒絶(12月)
独国		<ul style="list-style-type: none"> 特許法改正(8月) UPC協定承認法公布(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> イエナオフィスの拡張(4月) 特許法公布に併せた業務の変更点公表(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所、UPC異議の却下(7月) SEP判決(差止)
英国	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション戦略と知財(8月) 		<ul style="list-style-type: none"> One IPO(4月) BREXIT手続き期限の周知(6月) SEPに関する協議開始(12月) 意匠制度の意見募集(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> AI DABUS 控訴審(9月) SEP判決(料率)
その他		<ul style="list-style-type: none"> 審査導入検討(スイス) 進歩性判断開始(仏) 修理条項導入(仏) 強制実施権の対価等(露) 	<ul style="list-style-type: none"> 各庁によるコロナ対応 	

- 標準必須特許(Standard Essential Patent)：無線通信などの標準規格の実施に不可欠な特許
- FRAND(Fair, Reasonable and Non-Discriminatory)：ライセンスが公平・合理的・非差別が条件
- 論点 ① ライセンス先の在り方、②ライセンス条件（FRAND）、③交渉過程の在り方

① ライセンス先の在り方

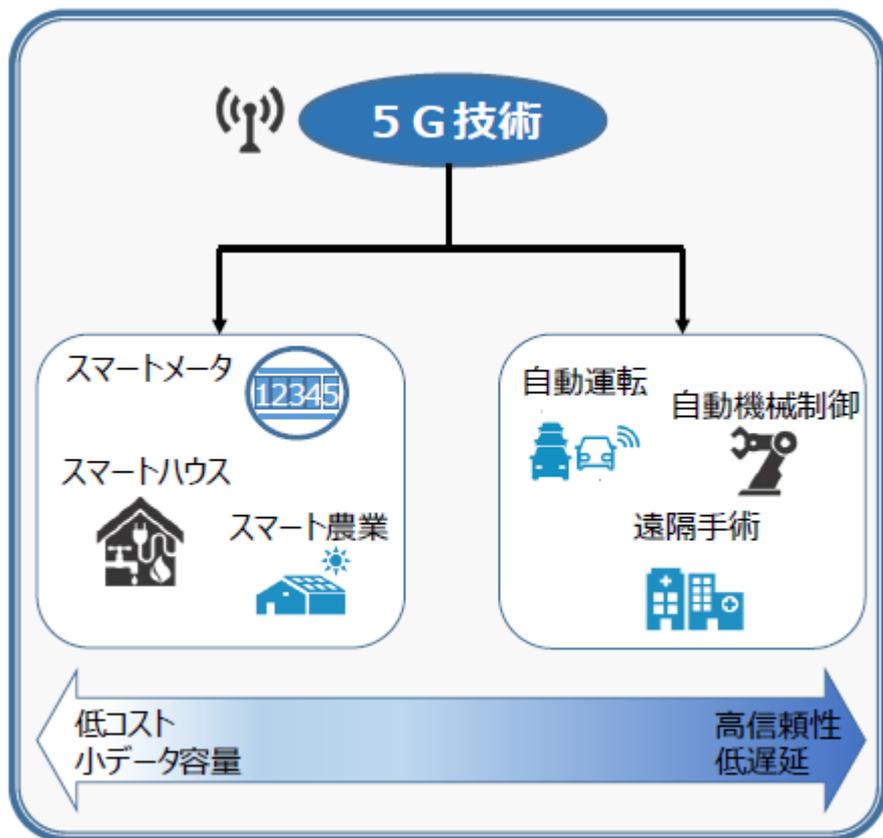


③ 交渉過程の在り方

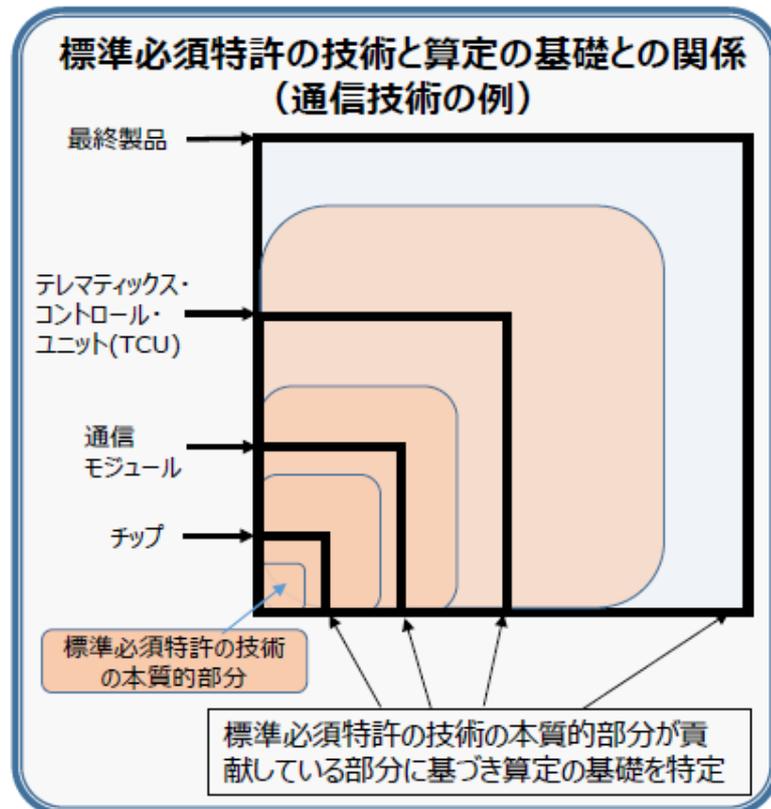


- ② ライセンス条件
- ②-1 非差別的？
- ②-2 合理的？

②-1 非差別的



②-2 合理的





2021年以降

- 2021年2月10日 専門家グループの活動報告書を公表 (79の提案)
- 2021年7月 EUが中国ASI判決に対するTRIPs63条3項に基づく情報提供要請
- 2021年7月15日 SEPの新たな枠組みに関するイニシアチブの計画等を公表
- 2022年2月15日 SEPに関するパブリックコンサルテーション開始
 - 質問内容として、①広範囲かつ実務に踏み込んでいること、②全利害関係者に向けた質問を多くしていること、が特徴。何らかの方向性を見出すために、客観的な立場の意見をより多く集約することを目的としている。
- 2022年2月18日 中国をWTOに提訴
 - 60日以内に満足のいく解決策が得られない場合に、EUはWTOにパネルの設置を要請することが可能

	戦略・方針の検討	制度の導入、法改正等	運用・調査・制度の普及等	判決・審判
EU	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する行動計画(20年11月) UPC協定暫定適用議定書発効等(22年1月、4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 意匠、GI保護のユーザ調査、サマリ公表(5月、10月) 強制実施権意見募集(22年4月) SEPに関する協議開始(22年2月) 中国をWTOに提訴(22年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> CJEUが特許の有効性が確認されていない場合の暫定措置に関し予備的判決(22年5月)
EPO	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画2023 ニューノーマルに向けた方針改訂版公表(7月) グレースピリオドのユーザ調査(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ビデオ会議の継続(22年4月) 異議におけるビデオ会議による口頭手続ユーザ調査(9月) PCT EP/CNユーザ調査(10月) 審査ガイドラインのドラフト公開、意見募集開始(22年2月) 単一効特許ガイド(22年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重特許の特許性に関する審決(7月) ビデオ会議による口頭手続とEPCの整合性(7月) AI DABUS、審判で拒絶(12月)
独国		<ul style="list-style-type: none"> 特許法改正(8月) UPC協定承認法公布(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> イエナオフィスの拡張(4月) 特許法公布に併せた業務の変更点公表(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所、UPC異議の却下(7月) SEP判決(差止)
英国	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション戦略と知財(8月) 		<ul style="list-style-type: none"> One IPO(4月) BREXIT手続き期限の周知(6月) SEPに関する協議開始(12月) 意匠制度の意見募集(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> AI DABUS 控訴審(9月) SEP判決(料率)
その他		<ul style="list-style-type: none"> 審査導入検討(スイス) 進歩性判断開始(仏) 修理条項導入(仏) 強制実施権の対価等(露) 	<ul style="list-style-type: none"> 各庁によるコロナ対応 	

- 2009年5月の「オレンジブック・スタンダード事件」（ドイツで確立していた実務）
 - ・ 「市場における支配的地位の濫用」を理由として抗弁することができるのは、実施者側が①ライセンス契約を無条件に申し入れている場合 等
 - ・ 2015年の*Huawei v. ZTE*事件でのCJEUの見解は、ドイツにとって実施者寄り？
- 2020年5月5日 *Sisvel v. Haier*事件独連邦通常裁判所(BGH)判決(KZR 36/17)
 - ・ 初のSEPに関する判決。SEP権利者による差止請求を容認。
 - ・ 権利者がクレームチャートを示すことは義務ではない、実施者は無条件にFRANDライセンスを受けようとする意思の表明をする必要あり。
- 一連のSEP関連訴訟で原告・SEP保有者側の差止請求を認容する判決が相次ぐ：
 - ・ 2020年8月18日 *Nokia v. Daimler*（マンハイム地裁）等
- 2020年11月24日 *Sisvel v. Haier II* BGH判決(KZR 35/17)
 - ・ SEP権利者による差止請求を容認。実施者が支配的地位の濫用の抗弁を主張するには、ライセンスを受けようとする意思を継続して客観的に示すことが求められる
 - ・ CJEU判決の枠組みを尊重しつつも、支配的地位の濫用か否かの判断に際しては、事案に応じてより厳しい又はより緩やかな交渉義務が正当化される場合もある
- 2020年11月26日 デュッセルドルフ地裁、*Nokia v. Daimler*事件(4c O 17/19)につきCJEUに競争法の観点からの質問を付託 → 和解により決着

(英国)

- 2020年8月26日 *Unwired Planet*事件/*Conversant*事件英国最高裁判決
 - ・ 英国の裁判所は多国籍特許ポートフォリオのグローバルライセンス条件を決定する管轄がある。
 - ・ FRANDの非差別性は、最も有利なライセンス条件を全ライセンシーに適用するものではない。
- 2021年9月27日 *Optis v. Apple* 英国高等裁判所 (第一審) 判決
 - ・ 侵害訴訟にて侵害があることが確認された時点で、実施者にはライセンスを受ける義務あり。
 - ・ 来年6月のFRAND料率決定の審理で裁判所が決める料率を受け入れることを、今約束すべき。

管轄をまたぐ応酬

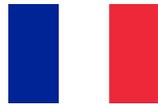
- *Conversant v. Huawei* (独・中)
 - ・ デュッセルドルフ地裁が*Conversant*の特許権の*Huawei*の侵害を認定。差止請求を認容。
 - ・ 中国最高人民法院が*Huawei*の外国訴訟差止命令(ASI)を求めた請求を認容。
- *Nokia v. Continental* (独・米)
 - ・ ミュンヘン地裁にて、*Nokia*が*Daimler*に対する差止等を請求。*Continental*も訴訟に参加。
 - ・ 米国にて*Continental*が、*Daimler*と*Continental*訴訟の禁止命令を請求 (ASI) 。
 - ・ ミュンヘン地裁が、*Continental*が米国での訴訟禁止命令 (ASI) を求めるのを禁ずることを求めた*Nokia*の請求 (AASI)を認め、ミュンヘン高裁もこれを支持。

3. 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度

	戦略・方針の検討	制度の導入、法改正等	運用・調査・制度の普及等	判決・審判
EU	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する行動計画(20年11月) UPC協定暫定適用議定書発効等(22年1月、4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 意匠、GI保護のユーザ調査、サマリ公表(5月、10月) 強制実施権意見募集(22年4月) SEPに関する協議開始(22年2月) 中国をWTOに提訴(22年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> CJEUが特許の有効性が確認されていない場合の暫定措置に関し予備的判決(22年5月)
EPO	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画2023 ニューノーマルに向けた方針改訂版公表(7月) グレースピリオドのユーザ調査(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ビデオ会議の継続(22年4月) 異議におけるビデオ会議による口頭手続ユーザ調査(9月) PCT EP/CNユーザ調査(10月) 審査ガイドラインのドラフト公開、意見募集開始(22年2月) 単一効特許ガイド(22年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重特許の特許性に関する審決(7月) ビデオ会議による口頭手続とEPCの整合性(7月) AI DABUS、審判で拒絶(12月)
独国		<ul style="list-style-type: none"> 特許法改正(8月) UPC協定承認法公布(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> イエナオフィスの拡張(4月) 特許法公布に併せた業務の変更点公表(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所、UPC異議の却下(7月) SEP判決(差止)
英国	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション戦略と知財(8月) 		<ul style="list-style-type: none"> One IPO(4月) BREXIT手続き期限の周知(6月) SEPに関する協議開始(12月) 意匠制度の意見募集(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> AI DABUS 控訴審(9月) SEP判決(料率)
その他		<ul style="list-style-type: none"> 審査導入検討(スイス) 進歩性判断開始(仏) 修理条項導入(仏) 強制実施権の対価等(露) 	<ul style="list-style-type: none"> 各庁によるコロナ対応 	

- 国内特許

- 各国特許庁へ出願、審査、特許権設定（各国公用語）

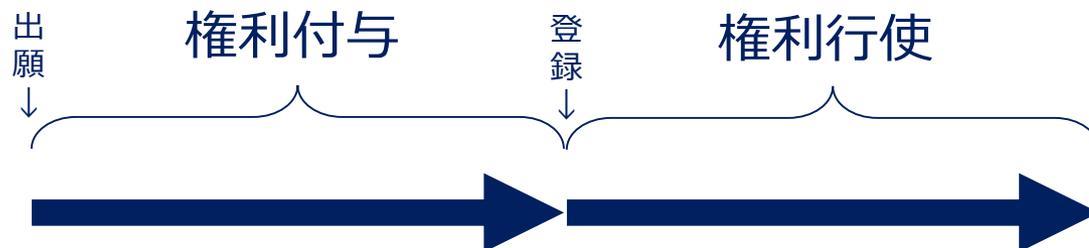


- 欧州特許（EUの制度ではない）

- 欧州特許条約(EPC)締約38か国
- 欧州特許庁(EPO)へ出願、審査（英独仏語）
- 特許付与通知後、請求項翻訳（英独仏語）
- 特許査定後、指定する国で特許権設定（特許権の束）
 - = 明細書・クレームの各国公用語への翻訳（一部免除する国もあり）
- 特許権設定後の更新手数料は各国で納付
- 効力は国内特許と同等



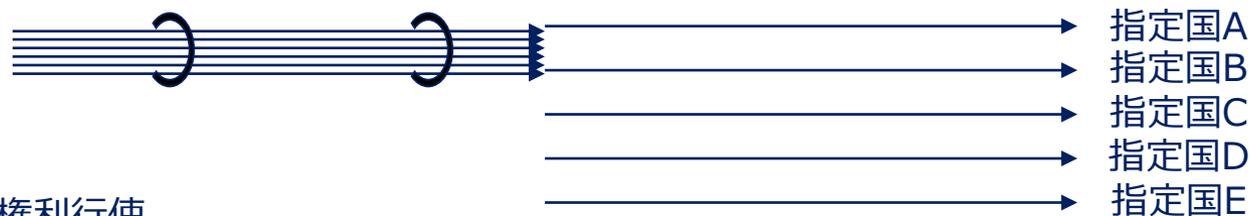
両制度が併存。今後、欧州単一効特許が選択肢に追加



1. EUレベル

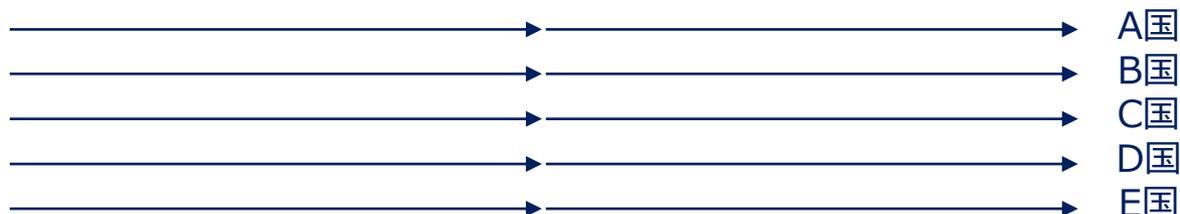
- ・ EU全域に統一的に権利付与／権利行使（まずは批准国のみ）

2. 欧州特許レベル



- ・ 統一的に権利付与
- ・ 指定された国のみで権利行使

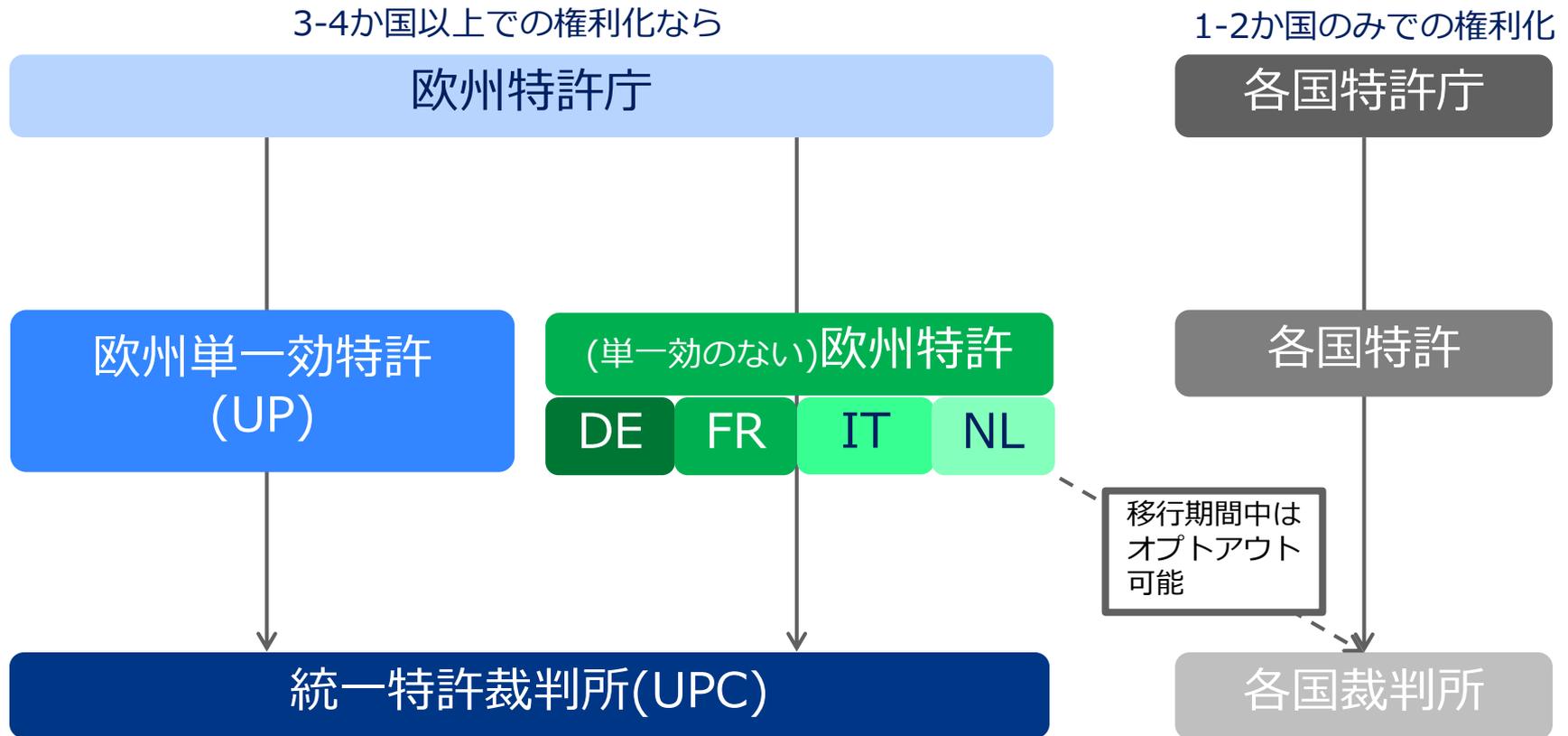
3. 各国レベル



- ・ 各国ごとに権利付与／権利行使

欧州単一効特許は3つ目の選択肢

ただし、(単一効のない) 欧州特許も統一特許裁判所の管轄に

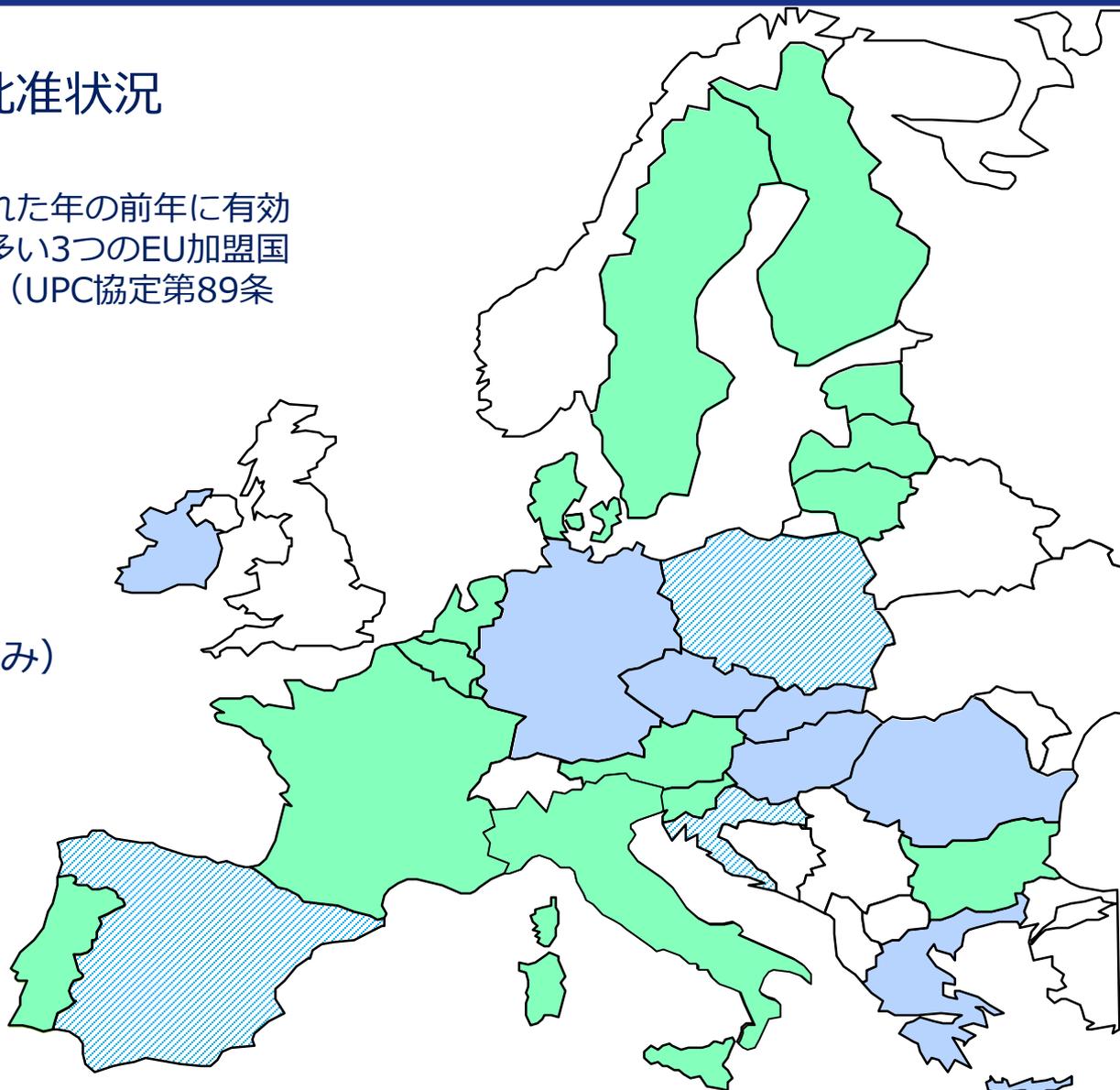


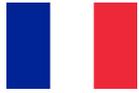
- 第一審裁判所は、主に侵害訴訟を管轄する地方部・地域部と、主に無効訴訟を管轄する中央部 (パリ・ミュンヘン・ロンドンx) に分かれる。
- 控訴裁判所はルクセンブルクに設置

これまでのUPC協定批准状況

発効には、協定の署名が行われた年の前年に有効であった欧州特許の数が最も多い3つのEU加盟国を含む13カ国の批准が必要。（UPC協定第89条第1項）

- 批准済（英は撤回済み）
- 批准待
- 不参加





2014年3月14日批准



2018年4月26日批准

→2020年7月、批准撤回の通知をEU理事会事務局に寄託



2017年3月

連邦議会（下院に相当）、連邦参議院（上院に相当）が批准法を採択。

2020年3月

連邦憲法裁判所、連邦議会の採択を違憲と判断

2020年9月-12月

批准法を連邦議会と連邦参議院で可決。再度2件の憲法異議申立あり。

2021年7月

連邦憲法裁判所、憲法異議は認められないと判断。

2021年8月

UPC協定承認法、大統領による署名を経て公布。

UPC協定の発効までおよび留意点

- ① UPC協定の暫定適用に関する議定書（PAP議定書）の発効、暫定適用期間開始（1月19日）
第一回管理委員会開催（2月22日）。
- ② 準備が整った段階で、ドイツが批准書を寄託（条文上、その4月目の1日に発効）。
- ③ 2022年末～2023年初に運用開始と予測されている。

（課題）

- ・ 新たな判事の採用及び研修 等

（日本企業の留意点）

- ・ UPC協定発効3月前から、サンライズ期間として、オプトアウト可能。
- ・ 既存欧州特許や係属中案件のうち、オプトアウトする（しない）権利の選定。
- ・ 手続き方法等の確認。

4. 各国・各知財庁の動き（EPO、EUIPO、ドイツ、英国）

	戦略・方針の検討	制度の導入、法改正等	運用・調査・制度の普及等	判決・審判
EU	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する行動計画(20年11月) UPC協定暫定適用議定書発効等(22年1月、4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 意匠、GI保護のユーザ調査、サマリ公表(5月、10月) 強制実施権意見募集(22年4月) SEPに関する協議開始(22年2月) 中国をWTOに提訴(22年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> CJEUが特許の有効性が確認されていない場合の暫定措置に関し予備的判決(22年5月)
EPO	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画2023 ニューノーマルに向けた方針改訂版公表(7月) グレースピリオドのユーザ調査(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ビデオ会議の継続(22年4月) 異議におけるビデオ会議による口頭手続ユーザ調査(9月) PCT EP/CNユーザ調査(10月) 審査ガイドラインのドラフト公開、意見募集開始(22年2月) 単一効特許ガイド(22年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重特許の特許性に関する審決(7月) ビデオ会議による口頭手続とEPCの整合性(7月) AI DABUS、審判で拒絶(12月)
独国		<ul style="list-style-type: none"> 特許法改正(8月) UPC協定承認法公布(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> イエナオフィスの拡張(4月) 特許法公布に併せた業務の変更点公表(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所、UPC異議の却下(7月) SEP判決(差止)
英国	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション戦略と知財(8月) 		<ul style="list-style-type: none"> One IPO(4月) BREXIT手続き期限の周知(6月) SEPに関する協議開始(12月) 意匠制度の意見募集(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> AI DABUS 控訴審(9月) SEP判決(料率)
その他		<ul style="list-style-type: none"> 審査導入検討(スイス) 進歩性判断開始(仏) 修理条項導入(仏) 強制実施権の対価等(露) 	<ul style="list-style-type: none"> 各庁によるコロナ対応 	

欧州特許庁

設立：1977年

所在地：（本部）ミュンヘン（支部）ハーグ、ウィーン、ベルリン、ブリュッセル

長官：カンピーノス長官 2018年7月就任（任期5年）

職員数：6,403名うち、審査官数：4,099名（2020年12月31日時点）



出願件数内訳（2020年）

その他の非EPC締

約国, 6%

韓国, 5%

中国, 7%

日本, 12%

米国, 25%

ドイツ, 14%

フランス, 6%

スイス, 5%

オランダ, 4%

英国, 3%

その他のEPC締約国,
14%

出願件数：180,250件
（前年比-0.7%）



アントニオ・カンピーノス長官

副長官 2019年1月1日～（任期5年）

審査期間の主な指標（2020年）

①サーチレポート期間
受理日から4.3か月

②審査期間

審査請求日から23.7か月（特許付与の意図の通知まで）

③異議審理期間

申立期間満了日から15.4か月

※各指標は、「標準的な
ケース」における平均値



ローワン副長官
特許付与プロセス担当



サイモン副長官
コーポレート・サービス担当

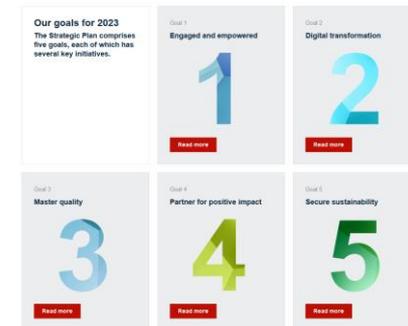


エルンスト副長官
法務・国際担当

戦略計画 2023



- ビジョン 知的財産における世界標準を定める力及び動機を職員に与える。我々の庁は、効果的で透明性があり、ユーザのニーズに応え、かつ、ダイナミックなグローバル特許制度についての变化する需要及び状況に対応する上で迅速であり、その仕事は、より安全で、よりスマートで、かつ、より持続可能な世界に貢献する。
- 5つの目標
 - ① 仕事に専念し、知識豊富でかつ協力的な組織の構築
 - ② EPOのITシステムの簡素化及び現代化
 - ③ 高品質の成果物及びサービスの効率的な提供
 - ④ グローバルな影響を与える欧州特許システム及びネットワークの構築
 - ⑤ 長期的な持続可能性の確保



目標③ 高品質の成果物及びサービスの効率的な提供

EPOの品質レポートで用いている数値	2015年	2020年
サーチレポート（以下「SR」）における1件以上の非特許文献の引用率	23%	26%
標準化プロセスにおいて提出された技術文書のデータベースへの蓄積数	260万	410万
SRにおける1件以上の標準文書の引用率	2.7%	4.2%
SRにおけるアジア言語（日中韓）のみの文献引用（XYE）率	13%	16.4%
審査の在庫レベル（厳密な定義は不明）	17月	11.7月

目標④グローバルな影響を与える欧州特許システム及びネットワークの構築

○ 国際的な協力（Key Initiative 3: 協力のインパクトの最大化、 Key Initiative 5: 欧州特許制度とネットワークインパクトの拡大）

- 世界知的所有権機関（WIPO）、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）、ユーラシア特許庁（EAPO）、アフリカ知的財産機関（OAPI）とのシナジー
- EPO、EUIPO、加盟国間の同じ協力プラットフォーム下での活動
- 欧州委員会との定期会合を含む広範な協力プログラムの提案
- 欧州特許条約（EPC）非加盟国との間の三つの協力モデル

協力形態	協力内容	対象庁
認証合意 Validation Agreement	欧州特許の認証（国内特許と同様の法的効果をもたらす）	モロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジア、（ジョージア）
強化パートナーシップ合意 Reinforced Partnership Agreement	技術的協力とともに、戦略的・技術的分野における長期的なパートナーシップの構築を追求する包括的な合意	南アフリカ、エチオピア、アルゼンチン、マレーシア、メキシコ、インドネシア、ブラジル、コロンビア、ARIPO
技術的協力 Technical Cooperation	特許審査ハイウェイ（PPH）、共通特許分類（CPC）、サーチツール等の特定分野の協力	70以上の知財庁

ニューノーマルに向けて

- 2021年3月にドラフト版を公表し、パブリックコンサルテーションを実施。7月に修正版を公表
- ①在宅勤務、②デジタル環境、③建物、の三本柱

● 在宅勤務

- 欧州特許条約加盟国からの在宅勤務を考慮。在宅勤務の割合に上限を設ける試行の策定を検討。
- 在宅勤務に関連するガイダンス（時差のあるスタッフ間の会議手配、会議の行動規範）を作成

● デジタル環境

- 特許付与プロセスの最初から最後までを完全にデジタル化することに引き続き取り組む。
- メインフレームから脱却、ルクセンブルクのデータセンターに移行。24時間年中無休で利用可能なクラウドベースのサービスの推進。

● 建物

- 内部及び外部の会議の両方に対応する完全かつハイブリッドなビデオ会議施設の検討。

【ドラフト版に対する意見】

外部：概ね支持。対面会議及びハイブリッド会議の価値に関する更なる議論を求める意見あり。

内部：審判部から、合議制のため、スタッフの出勤の割合を50%とする前提は低すぎるなどの意見あり。

口頭手続(Oral Proceedings)におけるビデオ会議システム利用

審査段階

- 2020年4月から原則ビデオ会議利用。
- 物理開催には証拠の直接取得が必要な場合、その他重大な理由が必要。

異議段階

- ビデオ会議での口頭手続を試行的に実施（試行期間は2022年5月31日まで）。
- 2020年は当事者の同意を得た場合のみとしていたが、2021年1月4日以降ビデオ会議利用。
- ビデオ会議の一般の傍聴可（傍聴者は10倍以上に増加）

審判段階

- 2021年1月1日以降、当事者の同意なくとも審判部の職権でビデオ会議実施可。
- ビデオ会議の一般の傍聴可(ただし、EPO敷地建物（Haar）内の部屋でのみ)
- 2021年3月12日、技術審判合議体は、ビデオ会議による口頭審理は、全当事者の同意がなくとも EPC第116条(1)における口頭審理の権利に適合するか、拡大審判部に質問付託（G1/21）
- 2021年7月16日、EPO拡大審判部は、緊急事態の期間中は、当事者の同意がなくてもビデオ会議により実施可能であると決定。10月28日に理由を公表。
- 今後、審査部・異議部の口頭手続への影響を、上記理由を分析し評価予定

口頭手続（異議部）のビデオ会議システムへのユーザー調査結果（11月）

概要

- 2021年9月1日から30日までに実施
- 約700名の回答者の2/3が、「非常に良い」または「良い」と回答

メリット
デメリット

- メリット
 - ①移動時間の削減（551）、②費用削減（407）、
 - ③環境への影響の削減（311）、④証人、発明者等の参加のしやすさ（256）等
- デメリット
 - ①口頭でないコミュニケーションの把握の難しさ（458）、
 - ②VICOツールによるインターネット通信の遮断等のリスク（323）
 - ③EPO構内での口頭手続と比較した口頭での主張の難しさ（196） 等

EPOの取組

- 不測の事態に対するユーザーへのサポート。
- 通訳利用の増加（2019年30.7% → 2021年35.4%、特に仏語で増加）
- サポートデスクの設置と口頭手続前のテスト接続
- E-ラーニングの提供。

審査ガイドライン改訂

- 改訂審査ガイドラインのドラフトを公開。意見募集を開始（2022年2月3日）。3月1日発効。
- 常任諮問委員会（SACEPO）等を通じてユーザの関与を強化。

● 2022年改訂の主な内容

- （手続）ビデオ会議による口頭手続の参加者の本人確認に関する実務の更新（E-III, 8.3.1）
- （手続）Late-filed submission に関する実務の詳細の追加等（E-III, E-VI, E-X等）
 - 異議部は新しい事実や証拠、または補正案を認める前に、手続上の便宜、手続の乱用の可能性（遅延行為）、新証拠、補正案について当事者が時間内に理解することが合理的に期待できるかという問題を検討する。
- （特許出願）明細書の適用に関する実務の明確化（F-IV, 4.3; F-IV, 4.4）
 - 明細書とクレームとの間の不一致について、昨年の審査ガイドライン改訂時には、明細書から削除すべき旨定めていたものの、今回の改訂ではクレームの主題に包含されないとして明確化すればよい旨に修正。
- （特許性）コンピュータ利用のシミュレーションの特許性の審決(G1/19)を考慮した修正（G-II）
- （特許性）二重特許の特許性に関する審決(G4/19)を考慮した修正（G-II, 4.1）等

コンピュータ利用のシミュレーションの特許性に関する審決(G1/19) (2021年3月10日)

- コンピュータ利用のシミュレーションの発明においても、コンピュータ利用発明（CII）に関する確立されたケースロー（COMVIKアプローチ）が適用される旨審決

【COMVIKアプローチ（T641/00）】

発明の技術的性質に貢献するクレームの特徴のみが進歩性の評価において考慮される。単独では非技術的な特徴であっても、クレームされた発明の文脈では技術的課題の技術的解決に寄与し、それにより発明の技術的性質に貢献する場合がある。

二重特許の特許性に関する審決(G4/19) (2021年6月22日)

- 二重特許は拒絶される、①（既に付与された欧州特許と）同じ日に出願されたもの、②（既に付与された欧州特許についての）先の出願または分割出願（EPC第76条(1)）、③（既に付与された欧州特許と）同じ優先権を主張して出願されたもの、いずれの場合であっても拒絶される旨審決。

【背景】

二重特許については、EPOの審査基準においては明確に禁止されているが、本事件における技術審判合議体3.3.01は、EPCでの二重特許禁止に法的根拠があるかどうかに疑念を抱き、質問を付託した。過去の審決では、上記①②の場合には「利益がない」としていたが、審判請求人は、③の場合は「特許権者が得られる保護期間が実質的に優先期間分の12か月長期化できる」という利益があるとしていた。

人工知能「DABUS」を発明者とする特許出願の拒絶を確認(J8/20,J9/20) (2021年12月21日)

- 欧州特許条約 (EPC) の下では、発明者は法的能力のある人でなければならない審決

【背景】

EPC第81条の下では、出願人は発明者を特定しなければならない。EPC第60条(1)によれば、欧州特許を受ける権利は発明者またはその承継人に帰属する。本事件では、出願人が欧州特許を出願する際に、法的能力を持たない人工知能機械を発明者として特定することができるか否かが検討の対象となった。

- 出願日後に提出された証拠に関する質問を拡大審判部に付託 (2021年10月21日) (審理中)

【背景】

進歩性が認められるように、技術的効果を立証するために、実験データなどの証拠を出願日後に提出した場合、どのように考えるべきか。

① (一律) 無視すべき、②出願日における当業者が、その効果をもっともらしい (plausible) と考えたであろう場合 (ab initio plausibility) には、その後出しの証拠は考慮されるべき、③出願日における当業者が、その効果をもっともらしくない (implausible) と考える理由がなかったであろう場合 (ab initio implausibility) には、その後出しの証拠は考慮されるべき。

欧州連合知的財産庁 (EUIPO)

設立：1994年

所在地：アリカンテ（スペイン）

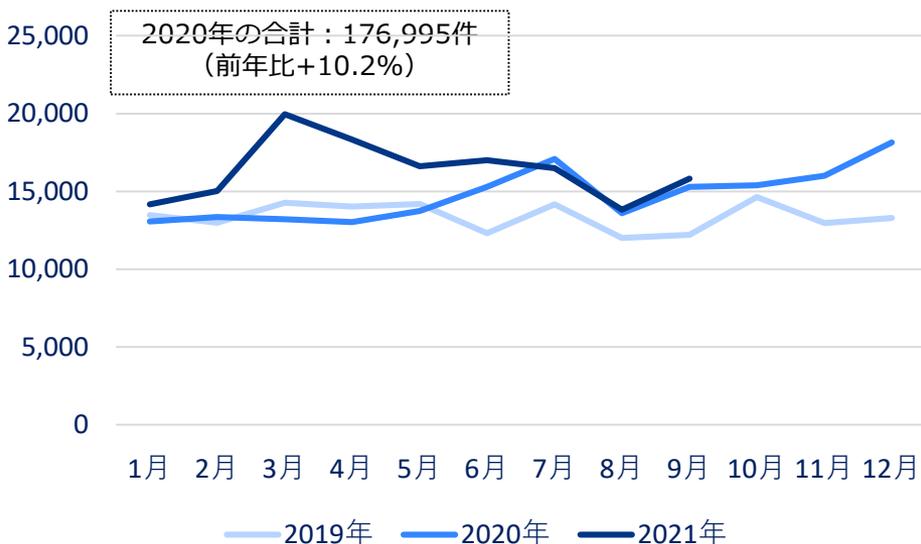
長官：アーシャンボー長官（2018年10月就任）

職員数：1,031名（2019年12月末）

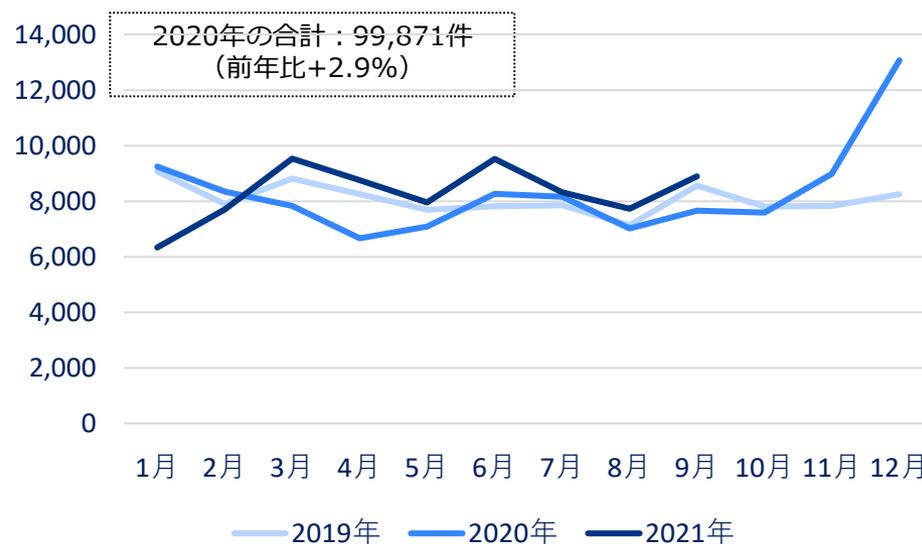


アーシャンボー長官

（出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）



欧州連合商標の月別出願件数推移
（出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）



登録共同体意匠の月別出願件数推移
（出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）

戦略計画(Strategic Plan)2025



- パブリック・コンサルテーションを実施(2019年6月～9月)
- 2020年7月から実行開始

EUIPO戦略計画ビジョン2025

- ▶ 欧州の企業及び市民のための知財の価値



EUIPO戦略計画2025ミッション

- ▶ 優れた知財ハブとして、EUIPOは、持続可能なネットワークを構築し促進することにより、グローバルでますますデジタル化する環境において、顧客中心のサービスを提供するとともに、より強固な知財システム、効率的なエンフォースメント及び知的財産権のより良い理解に貢献し、それによってEUにおける競争力、イノベーション及び創造性を支える。

3つの戦略的ドライバー

- ① 相互につながり、効率的かつ信頼性の高い、域内市場のための知財システム
- ② 高度な顧客中心のサービス
- ③ 動的な組織のスキル及び革新的で最適な職場

研究報告書

- OECDとの共同調査「模倣品取引における電子商取引の悪用」を公表（10月）
- 「第三者取引プラットフォーム上のオンライン知的財産侵害」を公表（10月）
- OECDとの共同報告書「模倣品・海賊版の世界的な取引」を公表（6月）
2019年の模倣品・海賊版の世界的な取引額は4,140億ユーロ（世界貿易の2.5%）。EUへの輸入額はEUへの輸入総額の5.8%に相当。主な仕出（出所）国は、依然として中国。その他の重要な仕出国には、トルコ、アラブ首長国連邦、シンガポールも含まれる。

教育・普及

- 知財の人類の進化への影響に関するの短編映画「IPdentity」を公表（9月）
- COVID-19のIPR集約型産業への経済的影響に関する指標を更新（9月）
- 教育専門家と共同で開発した知財教材に関する新たなウェブページを公表。
初等教育から高等教育までのあらゆるレベル、年齢の教師及び生徒を対象。EUIPOの人気教材「Creativity Diary」や「IP Basics for teachers」を含む（9月）

プロジェクト

- 「アフリカ知的財産権・イノベーションプロジェクト（AfrIPI）」を開始（8月）
- 「ブロックチェーンを使ったIP登録簿」を2021年4月に開始、マルタが初めて参加（7月）

EU国境／域内における知財エンフォースメント結果（2020版、2021年11月公表）

**€778 million**Retail value of
goods seized
at EU borders**27 million**Individual items
seized**70,000**Seizures of goods
by EU customs

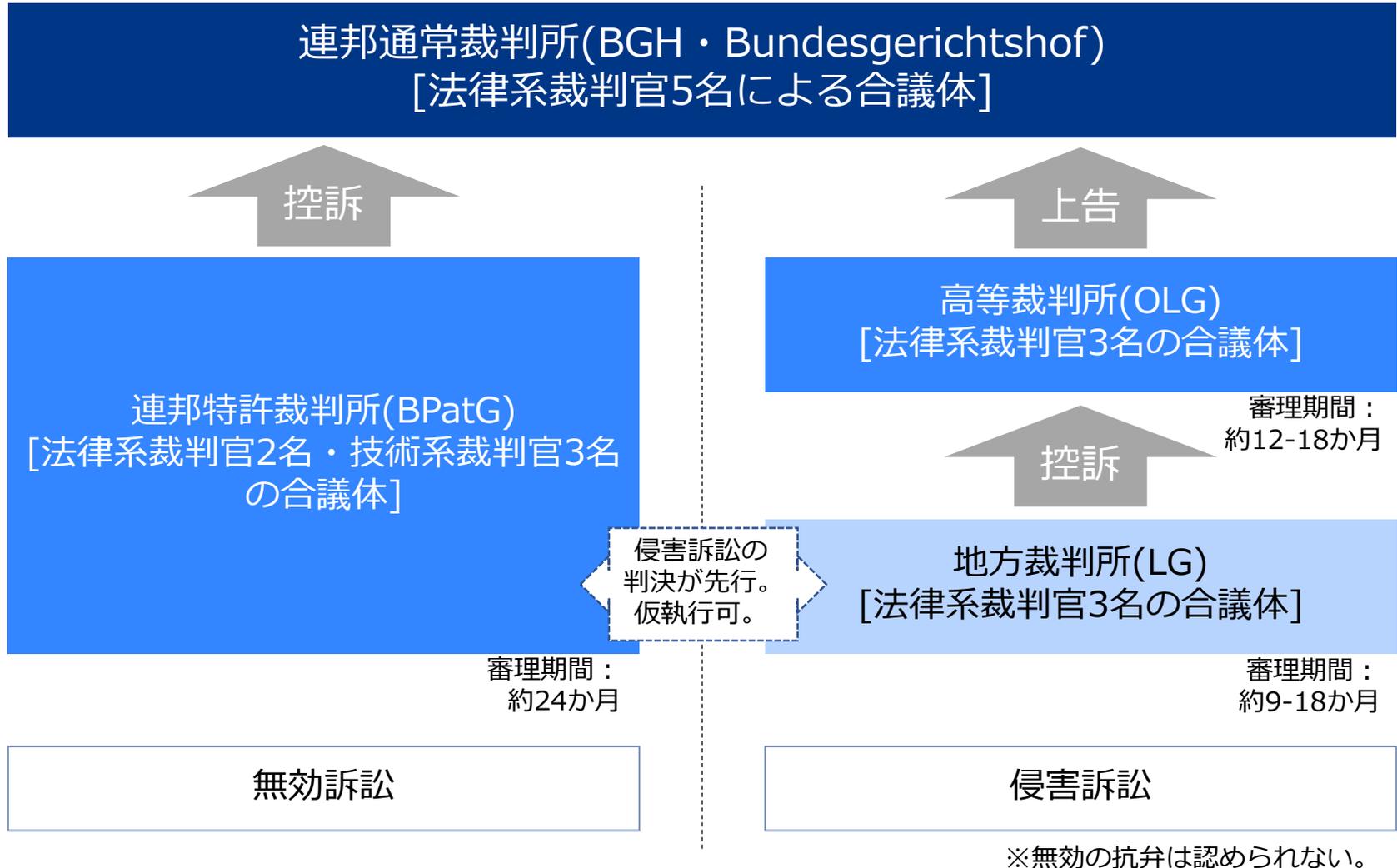
出典：EUIPOウェブサイトより

【2020年版レポート概要】

- EU国境で税関が押収した模倣品は小売価格で7億7,800万€（2019年は7億5,900万€）
- 税関が押収した知的財産権を侵害した商品数は2,700万点（2019年は4,100万点）（商品数の減少の理由は、Covid-19によるものとしている）。
- 模倣品の起源は価格の割合で①中国（45%）②香港（24%）、③トルコ（19%）、④シンガポール（10%）
- 差し止め件数（商品数ではない）では、郵便やエクスプレス貨物が85%を占める
- 差し止められた商品数では、海路と陸路で87%を占める。
- 用いられた権利は、72%が商標、27%が意匠。

	戦略・方針の検討	制度の導入、法改正等	運用・調査・制度の普及等	判決・審判
EU	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する行動計画(20年11月) UPC協定暫定適用議定書発効等(22年1月、4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 意匠、GI保護のユーザ調査、サマリ公表(5月、10月) 強制実施権意見募集(22年4月) SEPに関する協議開始(22年2月) 中国をWTOに提訴(22年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> CJEUが特許の有効性が確認されていない場合の暫定措置に関し予備的判決(22年5月)
EPO	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画2023 ニューノーマルに向けた方針改訂版公表(7月) グレースピリオドのユーザ調査(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ビデオ会議の継続(22年4月) 異議におけるビデオ会議による口頭手続ユーザ調査(9月) PCT EP/CNユーザ調査(10月) 審査ガイドラインのドラフト公開、意見募集開始(22年2月) 単一効特許ガイド(22年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重特許の特許性に関する審決(7月) ビデオ会議による口頭手続とEPCの整合性(7月) AI DABUS、審判で拒絶(12月)
独国		<ul style="list-style-type: none"> 特許法改正(8月) UPC協定承認法公布(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> イエナオフィスの拡張(4月) 特許法公布に併せた業務の変更点公表(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所、UPC異議の却下(7月) SEP判決(差止)
英国	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション戦略と知財(8月) 		<ul style="list-style-type: none"> One IPO(4月) BREXIT手続き期限の周知(6月) SEPに関する協議開始(12月) 意匠制度の意見募集(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> AI DABUS 控訴審(9月) SEP判決(料率)
その他		<ul style="list-style-type: none"> 審査導入検討(スイス) 進歩性判断開始(仏) 修理条項導入(仏) 強制実施権の対価等(露) 	<ul style="list-style-type: none"> 各庁によるコロナ対応 	

- 侵害訴訟と無効訴訟の分離（バイファケーション）



2021年のドイツの特許法等改正の概要

1. 特許法等改正に係る特許法の簡素化・現代化のための法律（2021年8月17日公布）
 - （1）民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期
 - （2）差止による救済規定の明確化
 - （3）営業秘密保護法の規定の特許訴訟への導入
 - （4）PCT国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の変更

2. ドイツ特許商標庁の業務範囲拡大及び特許費用法改定に関する法律（2021年9月7日公布）
 - （1）ドイツ特許商標庁の業務範囲拡大
 - （2）特許費用法改正

【特許法等改正に係る特許法の簡素化・現代化のための法律に関する背景】

- 地方裁判所における侵害訴訟の審理期間と連邦特許裁判所における無効訴訟の審理期間のギャップ（前者が1年程度なのに対し、後者は2年以上）

- （無効訴訟で無効の可能性のある特許での）侵害訴訟での“自動的な”差止への産業界からの懸念の声

1. (1) 民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期

目的

- 無効訴訟の審理期間が侵害訴訟に比して長期化している「差止ギャップ」の悪影響の解消

概要

- 無効訴訟の被告（特許権者）が訴状送達から2月以内（1月延長可）に反論を述べる旨を規定（特許法第82条(3)）（2021年8月18日施行）
- 連邦特許裁判所が、（特許権の有効性等の）決定にとって特別に重要である局面等に関して、当事者に速やかに通知する旨の規定に、その通知が無効訴訟の被告への訴状送達から6月以内に、侵害訴訟の裁判所にもなされるべきである旨を追加（特許法83条(1)）（2022年5月1日施行）

1. (3) 営業秘密保護法の規定の特許訴訟での準用（特許法第145a条）

当事者によるライセンスの申出がFRANDか否かの検討において有用とされる

- 営業秘密保護法第16条～第20条の規定を特許法で準用する特許法第145a条を追加

1. (4) PCT国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の変更（国際特許条約に関する法律第III条第4項）

- 欧州特許条約の規定に合わせ、30月以内から31月以内へ。

1. （2）差止による救済規定の明確化（特許法第139条(1)）（2021年8月18日施行）

熱交換器事件判決を考慮。侵害訴訟での“自動的な”差止への対応

- 個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される旨を規定。
- そのような場合には被侵害者は相当の金銭的補償を受けなければならない旨、また、このことが同条(2)の損害賠償請求権には影響を及ぼさない旨を規定。

【参考：熱交換器事件】

2016年5月10日 連邦通常裁判所(BGH)判決(X ZR 114/13)

原告は差止を請求。被告は非侵害を主張。予備的請求として判決言渡しまでの間、当該特許使用のシステムを搭載する車両を納入するための猶予期間を認めることを求める。一審・二審とも侵害を否定。BGHは侵害を認め、差止を認容。被告の予備的請求は棄却。

・（特許権者の差止請求権に制約を加える例外である）猶予期間が認められるのは、個別の事案の特段の事情により、排他的権利とその行使の通常の結果によって正当化されない、侵害者にとって不相応な困難が生じる場合に限られる旨判示。

今後の動向？

- 今後については、今後の判決の動向を注意深く見守る必要がある。
- 今のところ、今回の法改正は、明確に判例法を成文化することだけを目的とし、「パラダイムシフトはない」「差止命令は依然として標準的である」との評価が多数。

2. ドイツ特許商標庁（DPMA）の業務範囲拡大及び特許費用法改定に関する法律

（1）ドイツ特許商標庁の業務範囲拡大（2022年1月1日施行）

- イノベーションの保護・促進の強化を目的とする。特許法に新たに第26a条を追加して、DPMAの責任を拡大。従来、ドイツでは、知的財産に関する情報提供、広報活動や特に中小企業に対する知的財産制度の効果的な活用を説明する中央政府機関がなく、この分野における他国の官庁との連絡窓口もなかった。そのため、他国の知的財産庁や欧州・国際機関との協力を拡大することを明記した。

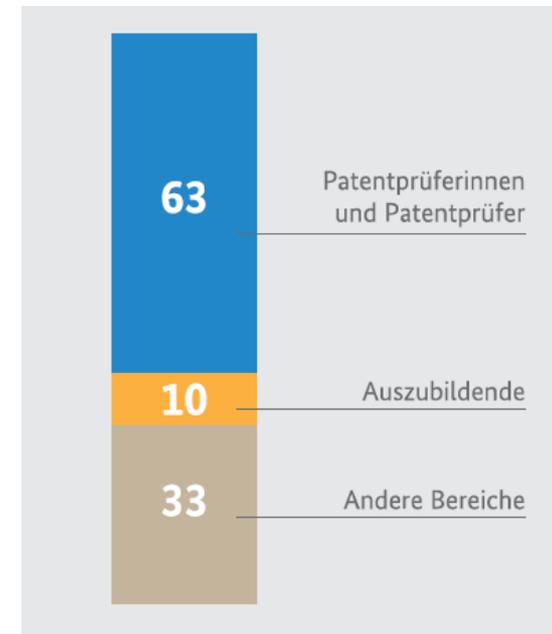
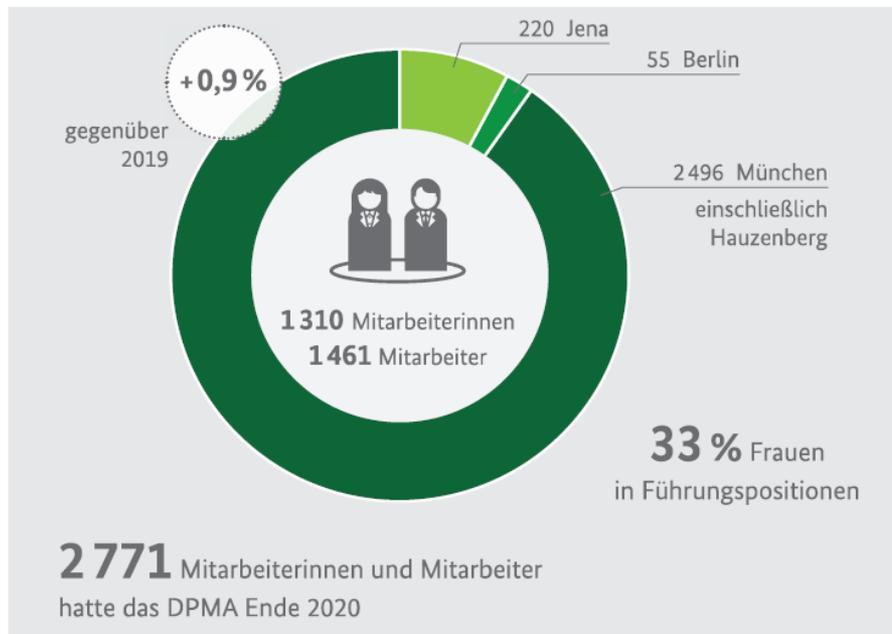
（2）特許費用法改正

- ドイツ経済全体のイノベーションの能力を向上させるため、DPMAの特許審査手続の効率を更に向上させる必要がある。2022年7月1日に、特許に関する更新手数料を約20年ぶりに値上げする。
- 今回の値上げは、インフレにより手数料が実際には「安く」なっていることへの対応と、DPMAの業務範囲の拡大によりイノベーション政策の舵取り機能を再び強化することを目的とする。料金調整により、特許審査官を更に増員し、特許審査の期間も大幅に短縮する予定。

特許の年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
旧	€	-	-	70	70	90	130	180	240	290	350	470	620	760	910	1,060	1,230	1,410	1,590	1,760	1,940	13,170
新	€	-	-	70	70	100	150	210	280	350	430	540	680	830	980	1,130	1,310	1,490	1,670	1,840	2,030	14,160
増加分	€	-	-	0	0	10	20	30	40	60	80	70	60	70	70	70	80	80	80	80	90	990

ドイツ特許商標庁（DPMA）、今後数年間でイエナオフィスを大幅に拡張・強化（2021年4月）

- 2019年に特許審査官177名を増員済。今後段階的に110名を採用（特許審査官93名採用）。
- これまでイエナオフィスは意匠、商標審査の一部を担当。特許審査はミュンヘン。（イエナでも開始）。
- イエナオフィスの職員数は約 230 人から約 340 人に増加。
- DPMAのサイトでは正確な特許審査官の数は不明。他方、年次報告書に割合が出ており、 $2771 \text{名} \times 63\% = \text{約}1750 \text{名}$ が特許審査官と考えられる。2019年より前（約1570名）からは約17%の増員に成功しているといえるため、今後審査の迅速化に期待。



	戦略・方針の検討	制度の導入、法改正等	運用・調査・制度の普及等	判決・審判
EU	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する行動計画(20年11月) UPC協定暫定適用議定書発効等(22年1月、4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 意匠、GI保護のユーザ調査、サマリ公表(5月、10月) 強制実施権意見募集(22年4月) SEPに関する協議開始(22年2月) 中国をWTOに提訴(22年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> CJEUが特許の有効性が確認されていない場合の暫定措置に関し予備的判決(22年5月)
EPO	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画2023 ニューノーマルに向けた方針改訂版公表(7月) グレースピリオドのユーザ調査(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ビデオ会議の継続(22年4月) 異議におけるビデオ会議による口頭手続ユーザ調査(9月) PCT EP/CNユーザ調査(10月) 審査ガイドラインのドラフト公開、意見募集開始(22年2月) 単一効特許ガイド(22年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重特許の特許性に関する審決(7月) ビデオ会議による口頭手続とEPCの整合性(7月) AI DABUS、審判で拒絶(12月)
独国		<ul style="list-style-type: none"> 特許法改正(8月) UPC協定承認法公布(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> イエナオフィスの拡張(4月) 特許法公布に併せた業務の変更点公表(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所、UPC異議の却下(7月) SEP判決(差止)
英国	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション戦略と知財(8月) 		<ul style="list-style-type: none"> One IPO(4月) BREXIT手続き期限の周知(6月) SEPに関する協議開始(12月) 意匠制度の意見募集(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> AI DABUS 控訴審(9月) SEP判決(料率)
その他		<ul style="list-style-type: none"> 審査導入検討(スイス) 進歩性判断開始(仏) 修理条項導入(仏) 強制実施権の対価等(露) 	<ul style="list-style-type: none"> 各庁によるコロナ対応 	

英国知的財産庁は、EU離脱後、より積極的に意見募集や協議等を実施している印象あり。

- ① AIと知財の関係について意見募集（2020年9月7日）結果公表（2021年3月24日）
- ② 知財権の消尽に関する意見募集（2021年6月7日）、結果公表（2022年1月20日）
- ③ 英国の新たなイノベーション戦略における知的財産に関する取組を公表（2021年7月29日）
- ④ AIと知的財産（著作権・特許）に関する協議を開始（2021年10月29日）
- ⑤ 標準必須特許（SEP）に関する協議を開始（2021年12月7日）

④ AIと知財 政策オプション

- 1：AIシステムの責任を負う人を含むよう「発明者」を拡大する
- 2：AIを発明者とする特許出願を認める
- 3：AIによって考案された発明を新しいタイプの保護で保護する（例：より厳しい進歩性評価を行う、短い保護期間とする など）

英国特許がAIによって考案された発明を保護するとしたら、発明者はどのように特定され、誰が特許権者となるべきか？

⑤ SEP協議 質問概要

- SEPのエコシステム全体、英国政府による行動や介入の是非
 - 競争と市場の機能、SEPの透明性、侵害と救済、SEPのライセンスや訴訟
- SEPの実務における課題に沿って、特許権者や実施者のそれぞれの立場から、現状・事例や考えを広範に確認。

One IPO Transformation

- 2021年～2026年の5年間のプログラム。
- 登録IP権（特許・商標・意匠）のための単一の統合されたシステムを導入。これにより、クリエイター、イノベーター及び企業は、全てのIP権を1か所でシームレスに出願、管理及び調査することができるようにする。

目標

- 職員が優れた能力を発揮できるようにするための最高のツールを提供すること
- 顧客中心の優れたサービスを提供すること
- 経済成長を促進するためにデータの力を解き放つこと
- 英国のイノベーションを可能にし、加速化すること
- グローバルなIPリーダーとなること

サービス概要：顧客が必要とする主要なタスク（IPの保護、調査、利用）に焦点を合わせる。

- IPの保護（顧客がIP権を確保及び管理するためのサービス）
- IPの調査（顧客がIPOの保有するデータを検索・分析するためのサービス。）
- IPの活用（顧客がIPを活用することをサポート。顧客がIP権を理解して商業化するのを支援する）

ロードマップ

- 2024年に特許サービスを開始、2025年に商標、2026年に意匠。

各国での審査・裁判の状況（2022年2月下旬時点）

	最終審	控訴審	第一審	審査段階
英	<ul style="list-style-type: none"> 最高裁に上告許可申請中 	<ul style="list-style-type: none"> 控訴院 2021年9月21日 控訴棄却 	<ul style="list-style-type: none"> 特許裁判所 2020年9月21日 上訴棄却 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年12月4日に却下
EPO	<ul style="list-style-type: none"> 2021年12月21日に審判部の口頭手続で却下 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 2019年11月に口頭手続で却下 2020年1月28日理由公表
独	—	<ul style="list-style-type: none"> 連邦特許裁判所 2021年11月11日却下（AIによる発明は認めても、発明者は自然人であるべき） 	—	<ul style="list-style-type: none"> 2020年3月25日に却下
米	—	<ul style="list-style-type: none"> CAFCにて審理中 	<ul style="list-style-type: none"> 東バージニア地裁 2021年9月2日 上訴棄却 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年12月17日に却下 長官請願翌年2月17日拒絶
南ア	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 2021年7月28日に登録 発明者は「DABUS」
豪	—	<ul style="list-style-type: none"> 2022年4月13日大法廷で控訴認める（発明者として認めない） 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年7月30日に差し戻し（発明者として認める） 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年2月9日に却下
その他	—	—	—	ペンディング ブラジル、加、印、中、イスラエル、日、ニュージーランド、韓、瑞、サウジ、台

主な論点

- ① 特許法上、発明者は「人」を前提としているか。
- ② 出願書類にて「発明者」を特定しているか。
- ③ 出願人が特許を付与される権利を有しているか。

【英国控訴審の判決概要】

①について

- 英国特許法の意味において発明者は人（person）である（全員一致）。

②について

- 出願人である Thaler 博士は、発明者であると信じる者を特定した。創作者が機械であったという事実は、本出願人に特許が付与されることの障害ではない。（判事のうちの一人）
- 『発明者であると信じる者（the person or persons）』を特定しなかった（判事のうちの一人）。
- 出願人が発明者であると信じる人（person）を特定することを要求。出願人が発明は機械（あるいは、猫）によって考案されたと純粹に信じているという陳述書では、満たされない。（判事のうちの一人）。

③について

- 出願人は、『特許を付与される・・・自己の権利の由来』も特定しなかった。彼は単に DABUSを所有していれば十分であると主張した。（判事のうちの一人）

	戦略・方針の検討	制度の導入、法改正等	運用・調査・制度の普及等	判決・審判
EU	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する行動計画(20年11月) UPC協定暫定適用議定書発効等(22年1月、4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 意匠、GI保護のユーザ調査、サマリ公表(5月、10月) 強制実施権意見募集(22年4月) SEPに関する協議開始(22年2月) 中国をWTOに提訴(22年2月) 	<ul style="list-style-type: none"> CJEUが特許の有効性が確認されていない場合の暫定措置に関し予備的判決(22年5月)
EPO	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画2023 ニューノーマルに向けた方針改訂版公表(7月) グレースピリオドのユーザ調査(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ビデオ会議の継続(22年4月) 異議におけるビデオ会議による口頭手続ユーザ調査(9月) PCT EP/CNユーザ調査(10月) 審査ガイドラインのドラフト公開、意見募集開始(22年2月) 単一効特許ガイド(22年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重特許の特許性に関する審決(7月) ビデオ会議による口頭手続とEPCの整合性(7月) AI DABUS、審判で拒絶(12月)
独国		<ul style="list-style-type: none"> 特許法改正(8月) UPC協定承認法公布(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> イエナオフィスの拡張(4月) 特許法公布に併せた業務の変更点公表(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法裁判所、UPC異議の却下(7月) SEP判決(差止)
英国	<ul style="list-style-type: none"> イノベーション戦略と知財(8月) 		<ul style="list-style-type: none"> One IPO(4月) BREXIT手続き期限の周知(6月) SEPに関する協議開始(12月) 意匠制度の意見募集(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> AI DABUS 控訴審(9月) SEP判決(料率)
その他		<ul style="list-style-type: none"> 審査導入検討(スイス) 進歩性判断開始(仏) 修理条項導入(仏) 強制実施権の対価等(露) 	<ul style="list-style-type: none"> 各庁によるコロナ対応 	

フランスで進歩性を特許要件に追加等

進歩性判断の特許要件への追加

- 2019年5月22日、企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律（PACTE法）を公布。
- 異議申立て導入の法案提出時影響評価書によれば、それまで裁判所の取消決定の54%は進歩性。法案提出時には含まれていなかった進歩性判断の要件を後に追加。①訴訟時の進歩性判断は、多大なリソースが必要であること、②小規模ユーザーにはコストが高すぎることで課題。INPIによる進歩性の審査により、イノベーションの法的安定性と手続簡素化の確保が目的。
- 特許の異議申立手続の創設（2020年4月1日施行）、INPIによる進歩性判断（2020年5月22日以降の出願に適用）されることなどが追加。

自動車のスペアパーツに関する修理条項を意匠法に導入（2023年1月1日施行）

- 自動車等の初期の外観を復元することを目的とした行為で、車両のガラス（窓）に関する部品、または、オリジナル部品製造メーカーによる部品は、意匠権を行使することができない旨規定。

スイスで特許法改正の動き

- 2021年8月18日、スイス連邦参事会（内閣に相当）が、特許法改正に係る協議結果と方針を公表
- 実用新案の導入を見送るとともに、審査が行われない特許を存続する。将来的には、新規性及び進歩性を含む全ての特許要件の審査を請求することを可能とし、特に中小企業にとって、費用と手間の掛かるEPOの審査の代替手段とする。

ロシア連邦政府による2月末以降の知財に関する決議等

国家安全保障等のための強制実施権についての対価を無料とする決議

- 国家安全保障等のために権利者の同意なく特許権等を実施することを、ロシア連邦政府が許可した場合に実施者が支払う対価について、当該特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%とする決議を公表した。
- ロシア連邦政府は、国家安全保障等のために権利者の同意なく特許権等を実施することを、ロシア許可する権利を有し、その場合、特許権者に対して合理的な対価が支払われることを条件としている（ロシア連邦民法典第1360条第1項）。
- 今回は、同条2項により委任された対価の額を決定するための手順およびその支払い手順に関し「ロシアの法人や自然人に対して非友好的な行為を行った外国に関連する特許権者に関して、対価の額は、発明使用権を行使した者の実際の収益の 0%とする」旨追加したもの。

並行輸入を可能とする商品リストを公表、施行

- ロシア連邦産業商務省は、2022年5月6日、特許権者等またその同意を得てロシア連邦の領域外で商品（商品群）を流通させること（並行輸入）を条件に、ロシア連邦民法で規定された特許権等が及ばないとされる商品（群）のリストに関する命令（ロシア連邦産業商務省命令 2022年4月19日付第 1532 号、同5月6日に第 68421 号として司法省に登録）を公表、施行した。

UPC制度開始に向けた準備

- 2022年1月に準備期間開始
- 準備期間中の最後数か月はオプトアウト可能に
 - その前にメリットを踏まえた選別要
- UPCが信頼できるまではオプトアウト？
- UPCへの影響を確保するためにオプトアウトしない？

SEPの訴訟地としての動向

- 英国はグローバルライセンス料設定のための訴訟地として地位を獲得しつつある。
- ドイツは、自動的な差止めや侵害訴訟の方が無効訴訟よりも早い差し止めギャップにより、引き続き権利者に比較的有利な訴訟地として選択される可能性。
 - 法改正が今後影響をするのかにつき、継続的に注目する必要

進出国に応じた課題

- 今まで注目していなかった国における知財訴訟の実態把握
- R&Dを実施する国における職務発明制度・第一国出願主義
- 各国裁判所判例、EPO等の審決
- 模倣品対策

SEPの方針等について

- EU：標準必須特許（SEP）に関する協議開始（22年2月）
- 英国：SEPに関する協議を開始
 - 今後、いずれも何らかの方向性が示される可能性。

JETROデュッセルドルフ知的財産部の活動

- ・ 欧州IPG（欧州知財問題に関心のある日系企業等の情報交換活動等）の事務局
 - ・ 2021年度は会員向けに各種オンライン・セミナー（模倣品対策、SEP、欧州主要国の裁判での進歩性、データの活用、最新判例 等）を実施。
 - ・ 今年度も、セミナー等各種イベントをオンライン、現地ともに予定。
- ・ 日系企業向けセミナーによる情報提供
- ・ 在欧日系企業と欧州知財関連機関・欧州企業等との意見交換
- ・ 欧州実務者に対する日本の知財制度に関する講演
- ・ 「欧州知財ニュース」による情報発信
- ・ ご訪問者へのご説明
- ・ 日本特許庁の欧州リエゾン機能
（日本特許庁からの出向者2名）



欧州IPGと欧州特許庁との意見交換（2019年）

欧州知財ニュース等の詳細はJETROウェブサイトをご覧ください

URL : <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>